

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（令和2年11月）の点検結果（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和7年2月21日(金)
環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

1. 意見募集の実施方法

(1) 意見募集の周知方法

関係資料を環境省ホームページに掲載、電子政府の総合窓口、記者発表

(2) 意見募集期間

令和6年12月13日(金)から令和7年1月14日(火)

(3) 意見提出方法

インターネット、郵送

(4) 意見提出先

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

2. 意見募集の結果

5件

3. 意見等の概要と意見に対する考え方について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>計画のP.37「化審法による措置」ですが、条約の関連物質の例示リストが追加された場合、今後どのように対応されるのでしょうか。</p> <p>点検では触れていませんが、条約『CN.459.2023』のPFHxSの不受託と、化審法政省令の改正で省令で指定出来るようにしたことは、重大な事ではないでしょうか。</p>	<p>ストックホルム条約の関連物質の例示的リストが更新された場合、3省合同審議会（※）における審議を経て、化審法の第一種特定化学物質に指定することとなります。また、PFOA 関連物質については、例示的リストの更新に合わせて機動的に化審法の第一種特定化学物質に指定できるよう整備したところであり、ストックホルム条約上、新たに例示的リストに物質の追加があれば3省合同審議会における審議を経て、化審法の第一種特定化学物質に指定してまいります。</p> <p>※薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会審査部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会</p> <p>なお、PFHxSについては、令和6年に化</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
		<p>審法の第一種特定化学物質に指定済みです。</p>
2	<p>外国企業誘致や研究施設を建てる為に基準を甘くして建設許可を与えるのは本末転倒なので止めて下さい。</p>	<p>ストックホルム条約に基づき、国際的な基準を満たすような国内の残留性有機汚染物質への対応を本国内実施計画に盛り込んでおります。 国内実施計画に基づいて化学物質対策の実施を進めてまいります。</p>
3	<p>点検結果（案）の5頁目、第6節「在庫及び廃棄物を特定するための戦略並びに適正管理及び処理のための取組」の「6. プラスチック等の臭素系難燃剤」、並びに国内実施計画（改定案）の第6節の「6. プラスチック等の臭素系難燃剤」（69頁）</p> <p>意見①： 点検結果（案）は国内実施計画（令和2年11月）に基づいたものと認識しており、その点検結果として</p> <p>「臭素系難燃剤に関連する廃棄物については、今後一定の廃棄が見込まれることを想定し、適正処理を進めるために必要な措置を検討している。」と記載されており、今回の国内実施計画（改定案）でも「HBCD、POP-BDEs 及びDecaBDEに関連する廃棄物については、今後一定の廃棄が見込まれることを想定し、適正処理を進めるために必要な措置を検討しています。」と記載されています。今後新しい措置をご検討される際に、プラスチックリサイクルの視点からもご検討いただきたく、意見を申し上げます。</p> <p>これらの物質はプラスチックの難燃剤として過去に広く使用されており、現在それらプラスチックのマテリアルリサイクル品輸入の足枷となっています。即ちこれらの物質は化審法第一種特定化学物質として指定されておりますが、国内でマテリアルリサイクルした樹脂ペレットは化学物質の製造にはあたらないため化審法規制の対象にはなりません。海外においてマテリアルリサイクルされ輸入される再生樹脂ペレットについても国内でマテリアルリサイクルされた再生樹脂ペレットと異なるものではなく、同様に化審法規制の対象外であるべきです。化審法Q&A [8-69.] には「リサイク</p>	<p>頂いたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます、国内実施計画に基づいて化学物質対策の実施を進めてまいります。</p>

番号	意見の概要	意見に対する考え方
	<p>ル原料は化審法対象外」と記載いただいておりますが、リサイクル原料の範囲が不明確であるため、輸入品のリサイクル樹脂ペレットの化審法での位置付けが曖昧な状況です。同じ樹脂ペレットなのに国内でリサイクルされたか海外でリサイクルされたかの違いだけで取り扱いが異なれば WTO 貿易ルールの内外無差別の原則（National Treatment Principle: 内国民待遇）にも反するものであり、化審法 Q&A の記載を「リサイクル原料（粉碎・成形したものを含む）は化審法の対象外」と明確化していただければと思います。</p> <p>意見②： 国際的にプラスチックの循環経済の実現が進められる中、日本においても廃プラスチックの有効活用を含めたりサイクルの推進は喫緊の課題となっており、化審法がその足枷となっている現状は憂慮すべき課題だと考えます。国内実施計画の第6節は「戦略並びに適正管理及び処理のための取組」を進める考え方を提示する節であるため、化審法に囚われるのではなく、包括的に削減や廃絶に向けた取り組みを国内実施計画に盛り込まれることを期待します。是非プラスチックリサイクルの視点からの措置も含めてご検討いただければと思います。</p>	
4	<p>日本の基準が甘すぎる。せめてアメリカや海外の基準まで落とせ。</p>	<p>ストックホルム条約に基づき、国際的な基準を満たすような国内の残留性有機汚染物質への対応を本国内実施計画で盛り込んでおります。国内実施計画に基づいて化学物質対策の実施を進めて参ります。</p>
5	<p>輸入を禁止するのはもちろん賛成ですが、すでに国内に入っている分が、水道水等の形で接種されることが一切ないよう、どのように規制をかけていくのかご説明お願いします。</p>	<p>ストックホルム条約及び国内法令に基づき、国内の残留性有機汚染物質への対応として製造や使用等の規制を実施してまいります。</p> <p>また、国内実施計画に基づいて化学物質対策の実施を進めてまいります。</p>